

○内閣府令第五十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）を実施するため、不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す

証明書の様式を定める内閣府令

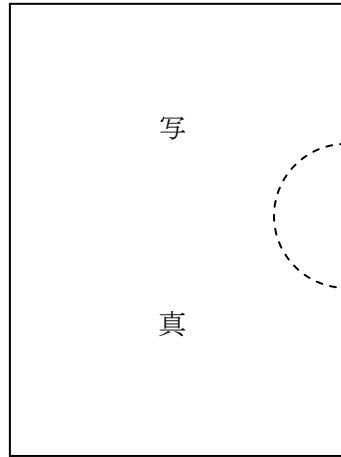
不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

号

不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の  
規定による立入検査をする職員の身分証明書



所 属

官 職

氏 名

年 月 日生

年 月 日発行

発行者名 (印)

(第2葉) 不当景品類及び不当表示防止法抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一

部を公正取引委員会に委任することができる。

(罰則)

第16条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法第12条第1項及び第2項の規定による権限の委任に関する政令抜粋

(公正取引委員会への権限の委任)

第2条 法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第9条第1項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(備考) 1 用紙の大きさは、横70mm、縦110mmとすること。

2 発行者は、公正取引委員会又は消費者庁長官